

豊情個審答申第40号
平成23年(2011年)3月10日

豊中市長
浅利 敬一郎様

豊中市情報公開・個人情報保護審査会
会長 佐野久美子

豊中市個人情報保護条例に基づく自己情報部分訂正等決定処分について(答申)

平成22年8月12日付け諮問第32号で諮問を受けた異議申立てについては、別添のとおり答申します。

第一 審査会の結論

豊中市長が行った、「平成21年度第4回豊中市情報公開・個人情報保護審査会会議録」の一部を訂正しないとした決定処分は、妥当である。

第二 異議申立ての経過

1 前件異議申立て

異議申立人は、以前に豊中市教育委員会教育長に対して行った行政文書開示請求に対する部分不開示決定処分に係る審査請求の審査において、審査庁である豊中市教育委員会及び豊中市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に提出された文書の削除を求める自己情報の削除請求を行った。これに対して豊中市教育委員会及び豊中市長は、それぞれ、これを削除しないとする決定をした（以下これらを「前件処分」という。）ため、異議申立人は、前件処分を不服として、異議申立てを行った（以下これを「前件異議申立て」という。）。

審査会の平成21年度第4回会議（以下「当該会議」という。）においては、前件異議申立てについて、前件処分に係る実施機関の一つである教育委員会の口頭説明及び異議申立人の口頭意見陳述を行い、これを踏まえて審査会が審査を行った。

なお、異議申立人は、当該会議の会議録（以下「本件会議録」という。）について、平成22年4月6日付けで自己情報の開示請求を行っており、豊中市長は、異議申立人が行った口頭意見陳述を記録した部分及び豊中市教育委員会の口頭説明に係る部分を開示している。

2 本件訂正請求

異議申立人は、平成22年5月10日、豊中市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第33条第1項の規定に基づき、豊中市長（以下「本件実施機関」という。）に対し、本件会議録のうち、自己情報について訂正を求める請求をした。

3 本件実施機関の決定

本件実施機関は、平成22年6月7日、本件会議録の一部について訂正しない旨の決定を行い、異議申立人に通知した。

4 異議申立て

異議申立人は、平成22年7月20日、当該決定処分を不服として、行政不服審査法の定めるところにより、本件実施機関に対して異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）をした。

第三 異議申立ての趣旨

本件実施機関が行った本件会議録の一部を訂正しないとした決定を取り消すことを求める。

第四 異議申立人の主張の要旨

異議申立人の主張の要旨は、異議申立書並びに意見書及び反論書の記載内容をまとめると、次のとおりである。

1 本件実施機関は、本件会議録のうち、実施機関が訂正せず、追記をするとした部分

についても、「追記」ではなく「訂正」として取り扱うべきである（主張1）。

- 2 審査会における口頭意見陳述の場合において、異議申立人が意見書の提出を申し出、審査会会長が「はい」と言って頷いたことを本件会議録に記載すべきである（主張2）。
- 3 本件会議録の自己情報開示請求を行った際、開示を受けた文書の中には異議申立人が提出した資料が添付されていなかったため、当該資料を会議録に添付すべきである。また、自己情報部分開示決定が誤っていたのであるから、訂正すべきである（主張3）。

第五 本件実施機関の主張の要旨

本件実施機関の主張の要旨は、弁明書の記載内容をまとめると、次のとおりである。

- 1 条例は自己情報の訂正請求権を認めているが、条例に基づく訂正請求は自己情報の「事実」に関する事項に誤りがあると思料するときに行うことができるものであり、当該訂正を求める内容が事実と合致することを証明する資料を添付して請求しなければならないものである。
- 2 審査会の会議録は、審査に必要な事項を記録するものであり、どのような内容・形式とするかは、審査会の裁量である。
- 3 主張1について
異議申立人による口頭意見陳述の記録は、異議申立人の主張を確認するために行うものであり、当該口頭意見陳述においては、異議申立人の発言を録音し、当該録音データを反訳して、できる限り異議申立人の発言をそのまま記した。
異議申立人が訂正を求めた「事実」のうち、審査会事務局が保有する録音データにより、反訳に誤りがあると確認ができた部分については訂正を行ったが、反訳に誤りがあるとは確認できない部分については、事実と誤りがあるとは確認できないため、訂正しなかった。
なお、自己情報の訂正請求に対しては不訂正とするが、異議申立人自身が行った口頭意見陳述であるため、当該口頭意見陳述における発言の「修正」があったものとして追記した。
- 4 主張2について
異議申立人が主張する「事実」は録音データからは確認することができなかったため訂正しなかったものである。
意見書の提出については、豊中市情報公開・個人情報保護審査会条例（以下「審査会条例」という。）第7条に基づき、審査会が定める期間内であれば提出することができるものであり、口頭意見陳述の場合審査会会長の許可を得なければ行うことができないものではないから、口頭意見陳述の記録として会議録に記載しなければならないものではない。
- 5 主張3について
異議申立人が提出した資料を会議録に添付すべきとの主張は、自己情報の事実に関する事項についての誤りの訂正を求めるものではない。また、異議申立人が求めるまでもなく、会議録に添付されているため訂正すべき事実がない。
- 6 以上の次第で、異議申立人の主張にはいずれも理由がなく、自己情報の一部について訂正をしないとした決定に誤りはない。

第六 審査会の判断

- 1 条例第32条第1項は、実施機関の保有する自己情報の事実に関する事項に誤りがあると思料するときは、訂正を請求することができる」と規定するとともに、条例第33条第2項では、訂正請求をする際には、当該訂正を求める内容が事実と合致することを証明する資料を添付して請求しなければならないと規定しているものであるところ、条例が自己情報の訂正請求権を付与した趣旨は、実施機関に事実と異なる事項が記録されることによって、個人が不利益な取扱いを受けることを防止するためである。ただし、条例に基づく自己情報の訂正請求権によって訂正を求めることができるのは「事実に関する事項」に限られる。
- 2 ところで、当審査会の会議録は、審査をするのに必要な事項を記録するためのものであり、どのような形式・内容とするかは、当審査会の裁量によるのである。
- 3 そこで、異議申立人の各主張について検討する。

(1) 主張1について

異議申立人は、本件実施機関が訂正しないとした部分についても、「追記」ではなく、「訂正」として取り扱うよう主張している。

しかしながら、条例に基づく自己情報の訂正請求は、「事実」に関して誤りがある場合にその誤りを訂正するものであり、録音データにより反訳の誤りが確認できなかった部分について訂正しないとした本件実施機関の判断に誤りはない。

なお、訂正請求に対しては訂正しないものとしたが、異議申立人から発言の「修正」の申し出があったものとして、追記したことは、適切な取扱いである。

(2) 主張2について

異議申立人が主張する事実は、録音データにおいて確認することができず、異議申立人においても異議申立人自身の記憶による陳述書のほかには証拠を示していないのであるから、本件会議録を訂正しないとした本件実施機関の判断に誤りはない。異議申立人は、審査会条例第7条に基づき意見書を提出することができ、口頭意見陳述の場で審査会会長の許可を得なければ意見書を提出することができないものではないのであるから、当審査会における会議録に記録しなければならない事項ではなく、会議録の訂正をしなければ異議申立人が不利益を被るというものでもない。

(3) 主張3について

異議申立人は、訂正請求の時点においては、異議申立人が提出した資料を会議録に添付することを求めていたが、審査会事務局が保管する本件会議録には、当該資料が添付されている。

また、異議申立書等においては、自己情報部分開示決定が誤っている旨を主張しているが、当該自己情報部分開示決定に対する不服は、自己情報の訂正請求によって訂正を求めることができるものではない。なお、当該自己情報部分開示決定は、当該資料を含めた自己情報について部分開示決定を行ったものであるから、当該決定自体に誤りはなく、また、部分開示決定をした自己情報の一部の開示がされていないとしても、「自己情報の事実に関する事項」の誤りではない。

いずれにしても条例に基づく自己情報の訂正請求によって訂正を求めることができる内容ではない。

- 4 以上のとおり、異議申立人の主張はいずれも理由がなく、本件会議録を訂正しないとした本件実施機関の処分に誤りはない。よって、「第一 審査会の結論」のとおり判断する。

第七 審査手続きについて

本件異議申立ては、当審査会の会議録に関するものであるから、当審査会はその内容を十分把握しており、また、本件異議申立てについては、当審査会から異議申立人に対して意見書及び反論書の提出を求めて異議申立人に意見を主張する機会を与え、これにより異議申立人から提出された意見書及び反論書により、異議申立人の主張は明確にされている。したがって、当審査会は、異議申立人による口頭意見陳述を行う必要がないと判断し、迅速な審査を行うため、豊中市情報公開・個人情報保護審査会条例第6条第1項ただし書により、これを行わず答申をするものである。

平成23年（2011年）3月10日

豊中市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 佐 野 久美子

会長代理 塩 川 茂

委 員 加 藤 幸 江

委 員 中 川 丈 久

委 員 前 田 雅 子